

令和元年台風第19号に伴う被災中小企業の復旧支援について ～「横浜市被災中小企業復旧支援補助金」等を実施します～

令和元年台風第19号で被害を受けた市内中小企業の事業再建を支援するため、県の補助制度を活用して、**「横浜市被災中小企業復旧支援補助金（自治体連携型補助金）」を創設し、復旧・整備に要する経費を補助**します。横浜メディア・ビジネスセンター（中区）及び横浜市金沢産業振興センターにおいて、**12月23日から本補助金に関する事前相談・申請受付（予約制）を開始**します。

また、同災害の影響を受ける企業の事業再建に必要な資金の円滑な調達を支援するため、**本市制度融資において「台風第19号対策特別資金」を創設**するとともに、当資金を利用する企業のうち、市内の事業用資産に**「直接被害」**を受けた企業の**利子の全額を補助（中小企業災害対策特別資金利子補給補助金）**します。

1 「横浜市被災中小企業復旧支援補助金（自治体連携型補助金）」 ～12月23日（月）から～

<概要>

対象地域	横浜市全域
対象経費	施設、設備、車両等の修繕・購入等に要する経費
補助率	3/4(県2/3、市1/12)
補助上限額	3,000万円
申請期限	令和2年3月31日(火)

<事前相談・申請等受付窓口について>

受付期間	窓口	住所・問合せ先
2019年12月23日(月)～ 2020年3月31日(火) (土、日、祝日、年末年始除く。)	横浜市金沢 産業振興センター	横浜市金沢区福浦1-5-2 サービス棟1階 TEL・FAX:045-788-9571
2019年12月23日(月)～ 2020年12月25日(金) (土、日、祝日、年末年始除く。)	横浜企業経営 支援財団 (IDEC 横浜)	横浜市中区太田町2-23 横浜メディア・ビジネスセンター7階 TEL:045-225-3711 FAX:045-225-3737

※1社あたりの事前相談・申請等受付の参加可能人数は3名までです。

<事前相談時の必要書類>

事前相談には、募集案内(下記URL参照)をご覧の上、次の書類をお持ちください。

1	会社の概要がわかるもの(会社案内等)
2	復旧のために導入する設備等の概要(カタログ、仕様書等)
3	被害状況が分かる書類

<予約方法について>

予約は本日から電子申請で受付いたします。会場ごとに予約ページが異なるため、下記ホームページから予約ページへアクセスください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kigyoshien/keieishien/typhoon19hojo.html>

(令和元年台風第19号 復旧支援補助金について)



裏面あり

2 「台風第19号対策特別資金」、「中小企業災害対策特別資金利子補給補助金」

<「台風第19号対策特別資金」の概要>

～12月23日(月)から～

融資対象者	令和元年台風第19号の被害を受け、激甚災害による被災区域内の市区町村長から事業所又は主要な事業用資産に係る「り災証明書」の発行を受けた方		
融資額	2億8,000万円以内(別枠)	据置期間	24か月以内
融資利率	1年以内 年0.8%以内 3年以内 年1.2%以内 5年以内 年1.4%以内 10年以内 年1.6%以内 10年超 年2.0%以内		
資金使途 融資期間	運転資金 10年以内 設備資金 15年以内 (事業の再建に必要な資金に限る。借換え資金を除く。)		
信用保証料 助成等	横浜市が全額助成 ※横浜市の全額助成は融資額3,000万円分を上限とする。 ※融資額3,000万円超分については、横浜市信用保証協会が保証料を0.1%割引		

※融資を受けるには、取扱金融機関にお申込みいただき、審査を受ける必要があります。

<「中小企業災害対策特別資金利子補給補助金」の概要>

対象資金	「台風第19号対策特別資金」 ※利子補給の対象は、令和2年3月31日までに横浜市信用保証協会が保証申込を受付した分です。
対象者	「対象資金」を利用する中小企業者のうち、令和元年台風第19号の災害により <u>市域に所在する事業用資産が直接被害を受けた方</u> (「り災証明書」等により直接被害を確認)
対象経費	毎年1月1日から12月31日までの間に取扱金融機関に支払った「対象資金」に係る利子の全額。ただし、延滞利子は除く。
対象期間	初回利払日の属する月から当初の完済予定日を含む月まで
補助率及び補助限度額	10/10(利子の全額で、補助限度額なし)

※手続き等の詳細については「募集案内」に記載していますので御確認ください。なお、申請は金融機関を通じて行います。下記の期限までに融資を受けた金融機関に「り災証明書」等の必要書類を御提出ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kigyoshien/yushiseido/rishihokyu/typhoon15hojo.html>

※インターネットの利用環境が整っていない方は横浜市(経済局 金融課 被災企業支援担当)へお問合せください。TEL 045-788-2288

【利子補給補助金に係る金融機関への「り災証明書」等の提出期限】

・第1回:令和2年2月29日までに支払った利子のある方(支払予定のある方を含む) **令和2年2月28日(金)まで**

・第2回:令和2年3月以降に初めて支払う利子のある方(支払予定のある方を含む) **令和2年6月30日(火)まで**

※なお、第1回で提出した方は、第2回での申請は不要です。

【お問合せ先】

復旧支援補助金及び利子補給補助金について	横浜市経済局ものづくり支援課・金融課 (被災企業支援担当)	Tel 045-788-2288
「台風第19号対策特別資金」の内容について	横浜市経済局金融課(金融係)	Tel 045-671-2592

【参考】台風第19号に係るその他の支援制度

1及び2における本市の支援制度とは別に、中小企業庁から台風第19号に係る被災を受けた小規模事業者向けの支援制度「被災小規模事業者再建事業費補助金」(持続化補助金台風19号型)の公募開始が発表されました。当該補助金は災害復旧経費だけではなく、販路開拓費用も補助対象となっています。

詳細については、次のホームページをご覧ください。

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/shokibo/2019/191217jizoku.html>

お問合せ先		
(「横浜市被災中小企業復旧支援補助金」及び「利子補給補助金」に関すること)	経済局ものづくり支援課被災企業支援担当課長	佐藤 慎一 Tel 045-788-2277
	(兼) 金融課被災企業支援担当課長	
(「台風第19号対策特別資金」に関すること)	経済局金融課長	長谷川 政男 Tel 045-671-2586
(保証料の0.1%割引に関すること)	横浜市信用保証協会 経営企画課長	松岡 真樹 Tel 045-662-6622

※ 本件は、横浜経済記者クラブへも同時発表しています。